

事務連絡
令和3年4月28日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園における安全確保について

都市公園内において、公園施設及び管理に起因すると思われる事故が発生したので、以下の通りお知らせします。

- 令和3年3月6日（土）午後4時頃、近隣公園内において、12歳女児が着座姿勢でブランコを漕いでいたところ、振り出そうとした足先が安全マットの後端部にできていた段差に引っ掛かり、足首を捻り負傷する事故が発生した。（別添1）
- 令和3年3月24日（水）午後3時頃、街区公園内において、10歳男児が植栽地内のパイプ柵沿いを走っていたところ、腐食により破断した外周のパイプ柵に人差し指が挟まり、走っていた勢いで骨折した。（別添2）

別添1の事故について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「4-3（2） 発見されたハザードの適切な処理」（P56）において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」としています。

また、別添2の事故について、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」では、「II-4-1 維持管理段階」「（1）点検手順に従った確実な安全点検」（P17）において、「公園施設の維持管理は、公園施設そのものの性能確保に関する点検及び措置を行うにとどまらず、その周辺を含めて、公園利用者にとって安全で安心なものであるか、また、危険な使い方をなされていないかという視点を持って行うものとする。これを踏まえて、公園施設の構造や劣化などを要因とする変状及び異常の有無の発見、適切な措置による変状及び異常の除去を中心に、点検手順に従い確実に安全点検を行うものとする。」としています。

貴職におかれましては、類似事故が発生することのないよう、両指針の内容を改めて確認し、大型連休等による公園利用者の増加等もふまえ、より一層の安全対策に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

【事故の概要】

■発生日 令和3年3月6日(土)

■発生場所 人口約10万人以上の都市

■発生公園 近隣公園

■状況

- ・本事故は、12歳女兒が着座姿勢でブランコを漕いでいたところ、振り出そうとした足先が安全マットの後端部にできていた段差に引っ掛かり、足首を捻り、右足首関節外側及び右足趾の靭帯を損傷したもの。
- ・令和元年度の遊具点検で吊り部と地面とのクリアランス不足等により不適の判定を受けていたが、同様の指摘を受け令和2年度に吊り部を交換した公園に比べ、吊り部材の摩耗状況が過少であると判断し、交換実施を令和3年度に予定し、何も対応していなかった。

また、事故当時は安全マット周囲が掘れて、約3cmの段差ができていた。

- ・事故発生後、吊り部を梁に巻き上げて固定し、安全柵内への立入禁止措置を講じた。今後吊り部及び安全マットの交換を予定している。

■事故関連写真



事故現場



事故発生状況



令和元年度点検状況 クリアランス 250mm



安全マット段差

【事故の概要】

■発生日 令和3年3月24日（水）

■発生場所 人口約50万人以上の都市

■発生公園 街区公園

- 状況
- ・本事故は、10歳男児が植栽地内のパイプ柵沿いを走っていたところ、腐食により破断したパイプ柵に右手人差し指が挟まり、走っていた勢いで指を骨折したもの。
 - ・公園管理者は、柵の公園側は植栽地のため公園利用者の立入りを想定しておらず、パイプ柵の点検は実施していたものの、破断状況の把握はできていなかった。公園は道路に囲まれており、外周パイプ柵は道路側から触れることが可能であった。
 - ・事故発生後、公園管理者において事故箇所をテープで覆い、立入禁止テープとカラーコーン設置を実施した。

■事故関連写真



パイプ柵破断状況



事故後措置状況